

公益社団法人 日本文藝家協会

令和 2 年度事業計画

【概 要】

当協会の創立は、大正 15 年(1926 年)で今年 94 周年を迎える。戦後の社団法人としての再結成からは 74 周年にあたる。文芸家の職能団体として会員の権利擁護のために活発な活動が続け、平成 23 年(2011 年)に公益社団法人となってからは、文芸に立脚しかつ公益に重点をおいた新たな事業を展開してきた。一方、平成 15 年(2003 年)に文化庁に登録、許認可を受け開始した著作権管理事業は、著作権者・著作物利用者双方から厚い信頼を得ているもので、文芸普及・啓発活動とともに公益事業の二大柱であり、今年度もさらなる拡充を図る。

また、厳しい経済環境のなか出版業界の縮小傾向は、今後もさらに続く予想されている。しかし出版各社は、電子書籍、メディア事業の強化、ネットや映像との融合など新たなビジネスモデル構築を模索してきた。また取次や書店による様々な業態改革も進んでいる。そして近年は、コミックをはじめ電子書籍分野の増収がニュースとなり、また大手出版の連携による海賊版対策の活発化に期待が寄せられている。協会は、情報の迅速な収集と、広報窓口としての機能を充実させていく。

そして著作権管理事業に関しては、教育分野での新たな権利制限規定の改正・整備が進捗しており(「授業目的公衆送信補償金」)、この補償金制度の施行により、協会は、文芸家を代表する団体として適切な規模を持ち、発展的な運営を進めているかが、公にいつそう問われることになる。中長期的な戦略が必要であり、今年度から策定を進めていく。

こうした状況のなか今年度も、広く文芸の発展に資することを基調とし「読書啓発・推進活動」、「『文学者之墓』の保守・整備」、「創立百周年事業企画の策定」を中心とした事業企画を立案、展開していく。予算は昨年度並みである。

さらに新入会員、とくに若い世代の入会増のための手立て、事務局の人員不足など諸課題を見直し解決に向けて具体策をさぐっていく。以下、各公益事業。

【公益事業 1 普及事業】

事業委員会／協会編纂物委員会／文学者支援委員会／文学碑公苑事業委員会

1 講演会等事業

文芸や著作権に関するイベント、文学碑公苑・講演会、著作権思想普及セミナー支援等を中心とした講演会やワークショップを、今年度も積極的に計画する。とくに文芸に関心のある若い世代に向けての、きっかけづくりを焦点に考えていきたい。インターネットや動画での告知、報告など「調査研究事業」のなかの〈広報・提案事業〉とも共同のプランをすすめる。

2 データベース事業

前年度に発生したメール障害から派生した、申請許諾システムの運用プログラムの改良と整備を早急を実施する。またデータ蓄積過重等によるパソコンの機能低下やデータベースへのアクセスの改善に取り組む。

ホームページ上での事業活動報告・協会刊行物紹介・イベント告知・声明文等の発信とともに、広くアクセスされるコンテンツの新たな企画、運営をはかる。

百周年事業と連動した、協会の著作刊行物データのアーカイブを具体化できる研究を進捗させる。ひきつづき送金システムの整備、許諾システムの改善を行う。

3 編纂事業〈編纂図書の発行〉

「文藝年鑑 2020」及び、「文学 2020」、「短篇ベストコレクション 現代の小説 2020」、「ベスト・エッセイ 2020」の各年次アンソロジーを発刊予定。徳間書店より今年度をもって発行元を降りたいという申し出があった。新たな版元をさがすことになるが、同時にエンターテインメント小説アンソロジーの在り方を模索する機会として捉え、委員合同での編纂委員会を開催する、また会員からも意見を募るなど勘案して次の方向性を見出した。

4 文学碑公苑運営事業

令和元年には、富士霊園の援助によるアプローチ路面の補修・舗装が完成し、擁壁工事による斜面の補強や老朽化したベンチから本石スツールへの取り替えを行った。結果、従来に比べて安全面で相当程度の公苑整備が進んだ。さらに敷地内の斜面、階段の安全性の改善につとめる。また、5月に霊園麓にある「双々亭」を改装して『文学庵』と命名、「文学者之墓」写真展示館として開館した。今後は2階部分の企画展示、を予定している。さらに6年後の百周年をめどに合葬墓等の公苑全体の長期プランの具体的な策定を進める。

5 「文藝家協会ニュース」発刊

協会ニュースは会員との定期連絡の要であり、今年度も理事会や開催イベントの報告、著作権思想普及に関する動向など、会員への活動報告や呼びかけを提供する定期刊行物として年10回発行する。また、税のお知らせや文芸研究活動を報告した小冊子などもその都度同封する予定で、さらに会員への広い情報提供につとめる。

6 障害者等支援事業

マラケシュ条約批准やパラリンピック等のメディア報道が増えてきたこと、ユニバーサル・デザインやバリアフリーへの公共機関の取り組みが進んだことなど、障害者支援が普及するなか、これまでのボランティア団体との共催イベント実施に加え、協会ならではの文芸のネットワークを生かした企画、また著作権管理団体として提供できる許諾支援事業をひきつづき研究していく。

【公益事業 2 著作権管理事業】

知的所有権委員会／電子書籍出版検討委員会

今年度は、「授業目的公衆送信補償金制度」の実施に向けての整備がすすむ年となる。これを受けて著作権管理部として迅速な体制づくりに取り組む。また創立百周年記念事業を推進する。

①著作権管理事業

許諾申請の効率化をさらに図るとともに、データベース活用の利便性を改善していく。教育関連や著作権、電子出版関連団体との交流に積極的につとめ、速やかな情報提供を行う。文化庁主催の著作権セミナーや地方団体の講演活動に協力し、資料や講師を提供する。

②補償金等受け取りおよび分配事業

今年度も日本複製権センターより「複製使用料」を、また各教科書会社より「教科書等補償金」を受け取り、それぞれ著作権管理委託者に適正に配分する。

日本複製権センターは、電子化許諾の開始など管理著作物の拡大により使用料徴収額が順調に増大している。

【公益事業 3 調査研究】

知的所有権委員会／電子書籍出版検討委員会／言論表現問題委員会／書籍流通問題委員会／国語検討委員会

①広報・提案事業

入試問題作成の時期に合わせて全国の教育委員会、中学・高校に毎年送付している「入試問題への要望書」を今年も制作、教育現場での著作権思想の普及につとめる。文芸系出版社との勉強会「本の未来研究会」を継続参加し、成果を発行する。著作権や協会の役割について研修してもらう文芸インターン生の受け入れを今年度も予定。また創立百周年記念事業を推進する。

②著作権評価に関する意見書作成

「著作権評価に関する意見書(評価意見書)」は、一定以上の印税収入のあった著作権者の遺族や相続税の基礎控除を超えた方の依頼により作成、精査の必要な作業であるが第三者の立場からの公平な評価につとめ、税務署からの信任を相当得ている事業である。

③連絡仲介事業

会員・許諾事業者・メディア・出版社・他業種などからの著作権者利用の問い合わせ、許諾・企画実現の為の相談等に幅広く対応し、相手先への仲介支援を行う。事務局会議室の公益利用も定着し、会員による自主セミナーや自治体共催の講演会や記者会見の場として活用されている。ひきつづき招致していく。